

佐賀県告示第 326 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和 3 年 8 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

唐津市

2 都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（唐津処理区）

3 事業施行期間

昭和 53 年 1 月 13 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 53 年佐賀県告示第 39 号、昭和 62 年佐賀県告示第 237 号、平成 2 年佐賀県告示第 586 号、平成 5 年佐賀県告示第 492 号、平成 7 年佐賀県告示第 527 号、平成 10 年佐賀県告示第 560 号、平成 13 年佐賀県告示第 598 号、平成 16 年佐賀県告示第 636 号、平成 18 年佐賀県告示第 102 号、平成 19 年佐賀県告示第 12 号、平成 22 年佐賀県告示第 191 号、平成 24 年佐賀県告示第 19 号、平成 25 年佐賀県告示第 149 号、平成 26 年佐賀県告示第 429 号、平成 29 年佐賀県告示第 157 号及び平成 31 年佐賀県告示第 31 号の事業地のうち、唐津市石志字中田、字樋口、字居町及び字門田地内における事業地を変更する。